

第 2 期多古町障害者活躍推進計画

機関名	多古町（町長部局）
任命権者	多古町長
計画期間	令和 7 年 4 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日（5 年間）
多古町（町長部局）における障害者雇用に関する課題	多古町においては、令和 6 年 6 月 1 日現在では法定雇用率 2.8%を満たしており、今後も障害のある職員の職場定着に向け、更なる体制整備や各種取組が必要である。
目標	
1. 採用に関する目標	法定雇用率を維持する。 実雇用率 令和 6 年 6 月 1 日時点の実雇用率 2.79% 評価方法 毎年の任免状況通報により把握し、進捗を管理する。
2. 定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない。
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。 ○障害者である職員の相談窓口は、総務課庶務係が担当する。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○新規採用時又は部署異動その他定期的に面談を行い、障害者と業務のマッチングが適切にされているのかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
(1) 職務環境	○相談窓口への相談の他、人事評価面談等により、障害者である職員に対して必要な配慮等の有無を把握することとし、それらを踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○措置を講じるに当たり、障害者からの要望を踏まえつつ、可能な範囲内において適切に実施する。
(2) 募集・採用	○選考採用に当たり、障害特性に配慮した選考方法や職務の選定を検討し、可能な範囲において適切に実施する。 ○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられる」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受け入れを実施する。
4. その他	○各関係法律に基づき、障害者の活躍の場を拡大できるよう、適切な支援・配慮に努める。 ○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。